

浜名湖県立自然公園

指 定 書

(公園区域の一部変更)

公 園 計 画 書

(公園計画の一部変更)

平成 19 年 3 月 27 日

静 岡 県

目 次

(指定書)		頁
1 変更理由	1
2 変更する区域	2

(公園計画書)		
1 変更理由	3
2 規制計画		
(1) 保護規制計画		
ア 特別地域	4
(ア) 第2種特別地域	5
(イ) 第3種特別地域	6
(ウ) 乗入れ規制地区	6
イ 普通地域	7
(2) 利用規制計画	7
(3) 地域地区別市町別面積総括表	8
3 利用施設計画		
ア 道路		
(ア) 車道	10
(イ) 自転車道	10
(ウ) 歩道	10
4 参考事項		
(1) 過去の経緯	11
(2) 指定植物	12
(3) 指定動物	15
(4) 公園区域	16
(5) 規制計画	18
(6) 施設計画	22

(指定書)

1 変更理由

浜名湖県立自然公園は、昭和 25 年 5 月 11 日に観光施策の一環として浜名湖県立公園の指定を受け、この地域の観光宣伝の肩書きとしてその効果を大いに発揮した。昭和 36 年 11 月 1 日の静岡県立自然公園条例の施行に伴い、浜名湖県立自然公園として衣替えし、昭和 38 年 10 月 1 日には特別地域を指定するとともに利用計画を決定した。

また、昭和 62 年 3 月 31 日に公園区域及び公園計画の再検討を行い、制限解除地区の公園区域からの除外、特別地域の地種区分の指定及び利用計画の見直しを経て今日に至っている。

再検討の実施後 20 年が経過する中で、公園区域内における道路網の変化や浜名湖花博開催に伴う周辺地域の大規模開発などにより市街化が進行する反面、学術調査により新たな貴重動植物保護の必要性が出てくるなど、公園内の自然景観が変わりつつあるため、公園区域の一部を拡張又は削除するものである。

2 変更する区域

浜名湖県立自然公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	浜松市 引佐町井伊谷、細江町小野、 細江町気賀、細江町中川、 細江町広岡、細江町三和、 都田 の各一部	貴重動植物の保全に 必要な区域の編入の ため	〔国 79 私〕
2	拡張	浜松市 細江町気賀、細江町中川 の各一部	貴重動植物の保全に 必要な区域の編入の ため	〔国 38 私〕
3	拡張	浜松市 細江町気賀の一部	貴重動植物の保全に 必要な区域の編入の ため	〔国 2 私〕
4	拡張	浜松市 細江町気賀の一部	貴重動植物の保全に 必要な区域の編入の ため	〔国 3 私〕
5	拡張	浜松市 雄踏町宇布見の一部	河川区域の線形改良 により不明確となっ た公園区域線の明確 化のため	〔国 0 私〕
6	削除	湖西市 鷺津の一部	区画整理に伴う市街 化が著しく進行し、公 園区域として存続さ せる必要性が失われ たため	〔国 私 Δ8〕
			変更部分 面積計	114 〔国 122 私 Δ8〕
			変更前 公園面積	16,594 〔国 2,923 公 7,324 私 6,347〕
			変更後 公園面積	16,708 〔国 2,923 公 7,446 私 6,339〕

(公園計画書)

1 変更理由

浜名湖県立自然公園は、昭和 25 年 5 月 11 日に観光施策の一環として浜名湖県立公園の指定を受け、この地域の観光宣伝の肩書きとしてその効果を大いに発揮した。昭和 36 年 11 月 1 日の静岡県立自然公園条例の施行に伴い、浜名湖県立自然公園として衣替えし、昭和 38 年 10 月 1 日には特別地域を指定するとともに利用計画を決定した。

また、昭和 62 年 3 月 31 日に公園区域及び公園計画の再検討を行い、制限解除地区の公園区域からの除外、特別地域の地種区分の指定及び利用計画の見直しを経て今日に至っている。

今回の点検では、当該公園の適切な保護と利用を図るために、保護計画については学術調査に基づく見直しを、また利用計画については、県民の自然休養に資する施設の追加等の変更を図ることとし、以下の方針により点検を行う。

(1)規制計画

- ア 学術調査により公園区域編入が必要とされた箇所について、保護規制計画の見直しが必要とされたため、最小限の変更を行う。
- イ 土地利用状況及び道路管理上の観点から、保護規制計画の見直しが必要な箇所について、最小限の変更を行う。
- ウ 区画整理事業等の実施により公園区域界及び地種区分界が確認できない箇所について、明確化を図るための最小限の変更を行う。

(2)施設計画

既存計画の見直し及び新たな整備が必要と考えられる計画の検討について、風致景観への影響及び実現可能性等を勘案し、計画の追加・削除を行った。

2 規制計画

(1)保護規制計画

保護規制計画の一部を、次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	浜松市内 国有林天竜森林管理署 50 林班、51 林班 の各一部	貴重動植物保全を行うにあたり、特別地域への編入が必要と判断されたため	1 3
2	拡張	浜松市 細江町気賀、細江町中川 の各一部	貴重動植物保全を行うにあたり、公園区域への編入が必要と判断されたため	3 8
3	拡張	浜松市 細江町気賀の一部	貴重動植物保全を行うにあたり、公園区域への編入が必要と判断されたため	2
4	拡張	浜松市 細江町気賀の一部	貴重動植物保全を行うにあたり、公園区域への編入が必要と判断されたため	1
5	拡張	浜松市 細江町気賀の一部	貴重動植物保全を行うにあたり、特別地域への編入が必要と判断されたため	0
6	拡張	浜松市 細江町気賀の一部	貴重動植物保全を行うにあたり、特別地域への編入が必要と判断されたため	3
7	拡張	浜松市 細江町気賀の一部	貴重動植物保全を行うにあたり、特別地域への編入が必要と判断されたため	1
8	拡張	浜松市 細江町気賀、細江町小野 の各一部	特別地域の区域線明確化のため	0 (0.4)
9	拡張	浜松市 舞阪町舞阪地先浜地	貴重動植物保全を行うにあたり、特別地域への編入が必要と判断されたため	6 7
10	削除	湖西市 白須賀の一部	土地利用・道路管理上より風致維持を図る必要性が失われたため	△ 6
11	削除	浜名郡新居町 新居、浜名の各一部	土地利用・道路管理上より風致維持を図る必要性が失われたため	△ 1 1
			変更部分面積計	1 0 8
			変更前特別地域面積	3, 3 6 9
			変更後特別地域面積	3, 4 7 7

(ア)第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	普通地域からの振替	浜松市 舞阪町舞阪地先浜地	アカウミガメ等の貴重動植物保全を行うにあたり、特別地域への編入が必要と判断されたため	67
2	削除	普通地域への振替	湖西市 白須賀の一部	土地利用・道路管理上より風致維持を図る必要性が失われたため	△6
3	削除	普通地域への振替	浜名郡新居町 新居、浜名の各一部	土地利用・道路管理上より風致維持を図る必要性が失われたため	△11
変更部分面積計					50
変更前第2種特別地域面積					203
変更後第2種特別地域面積					253

(イ)第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	普通地域からの振替	浜松市内 国有林天竜森林管理署 50林班、51林班 の各一部	ヒメナエ等の貴重動植物保全を行うにあたり、特別地域への編入が必要と判断されたため	1.3
2	拡張	特別地域の拡張	浜松市 細江町気賀、細江町中川 の各一部	景観資源保全並びに貴重動植物保全を行うにあたり、ヨシ原と周辺湿地の公園区域への編入が必要と判断されたため	3.8
3	拡張	特別地域の拡張	浜松市 細江町気賀の一部	ウラギク等の貴重動植物保全を行うにあたり、公園区域への編入が必要と判断されたため	2
4	拡張	特別地域の拡張	浜松市 細江町気賀の一部	オオミクリ等の貴重動植物保全を行うにあたり、公園区域への編入が必要と判断されたため	1
5	拡張	普通地域からの振替	浜松市 細江町気賀の一部	ウラギク等の貴重動植物保全を行うにあたり、特別地域への編入が必要と判断されたため	0 (0.3)
6	拡張	普通地域からの振替	浜松市 細江町気賀の一部	貴重動植物保全を行うにあたり、ヨシ原と周辺湿地の特別地域への編入が必要と判断されたため	3
7	拡張	普通地域からの振替	浜松市 細江町気賀の一部	ウラギク等の貴重動植物保全を行うにあたり、特別地域への編入が必要と判断されたため	1
8	拡張	普通地域からの振替	浜松市 細江町気賀、細江町小野 の各一部	特別地域の区域線明確化のため	0 (0.4)
変更部分面積計					5.8
変更前第3種特別地域面積					3,166
変更後第3種特別地域面積					3,224

(ウ)乗入れ規制地区

乗入れ規制地区については、従前のおりとする。

イ 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(普通地域変更表)

番号	区分	内容	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	普通地域の拡張	浜松市 引佐町井伊谷、細江町小野、 細江町気賀、細江町中川、 細江町広岡、細江町三和、 都田の各一部	ダルマガエル等の貴重動植物保 全を行うにあたり、公園区域への 編入が必要と判断されたため	7.9
2	拡張	普通地域の拡張	浜松市 細江町気賀の一部	オオミクリ等の貴重動植物保 全を行うにあたり、公園区域への編 入が必要と判断されたため	2
3	拡張	普通地域の拡張	浜松市 雄踏町宇布見の一部	河川区域の線形改良により不明 確となった公園区域線を明確化 するため	0 (0.4)
4	拡張	第2種特別地域 からの振替	湖西市 白須賀の一部	土地利用・道路管理上より風致維 持を図る必要性が失われたため	6
5	拡張	第2種特別地域 からの振替	浜名郡新居町 新居、浜名の各一部	土地利用・道路管理上より風致維 持を図る必要性が失われたため	1.1
6	削除	第3種特別地域 への振替	浜松市内 国有林天竜森林管理署 50林班、51林班の各一部	ヒメナエ等の貴重動植物保 全を行うにあたり、特別地域への編入 が必要と判断されたため	△1.3
7	削除	第3種特別地域 への振替	浜松市 細江町気賀の一部	ウラギク等の貴重動植物保 全を行うにあたり、特別地域への編入 が必要と判断されたため	△0 (△0.3)
8	削除	第3種特別地域 への振替	浜松市 細江町気賀の一部	貴重動植物保全を行うにあたり、 ヨシ原と周辺湿地の特別地域へ の編入が必要と判断されたため	△3
9	削除	第3種特別地域 への振替	浜松市 細江町気賀の一部	ウラギク等の貴重動植物保 全を行うにあたり、特別地域への編入 が必要と判断されたため	△1
10	削除	第3種特別地域 への振替	浜松市 細江町気賀、細江町小野 の各一部	特別地域の区域線明確化のため	△0 (△0.4)
11	削除	第2種特別地域 への振替	浜松市 舞阪町舞阪地先浜地	アカウミガメ等の貴重動植物保 全を行うにあたり、特別地域への 編入が必要と判断されたため	△6.7
12	削除	普通地域の縮小	湖西市 鷺津の一部	区画整理に伴う市街化が著しく 進行し、公園区域として存続させ る必要性が失われたため	△8
変更部分面積計					6
変更前普通地域面積計					13, 225
変更後普通地域面積計					13, 231

(2)利用規制計画

特になし

(3)地域地区別市町村別面積総括表

地域地区 市町名		現 行					合 計
		特別地域				普通地域	
		第1種	第2種	第3種	小 計		
浜松市	—	67	885	952	7,258	8,210	
湖西市	—	53	365	418	745	1,163	
浜名郡 新居町	—	83	—	83	224	307	
小 計	—	203	1,250	1,453	8,227	9,680	
湖 面	—	—	1,916	1,916	4,998	6,914	
合 計	—	203	3,166	3,369	13,225	16,594	

(単位 : ha)

変 更 後						増 減
特別地域				普通地域	合 計	
第1種	第2種	第3種	小 計			
-	134	943	1,077	7,255	8,332	122
-	47	365	412	743	1,155	△ 8
-	72	-	72	235	307	0
-	253	1,308	1,561	8,233	9,794	114
-	-	1,916	1,916	4,998	6,914	0
-	253	3,224	3,477	13,231	16,708	114

3 利用施設計画

ア 道路

(7) 車道

次の車道を削除する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示 年月日	理由
6	浜名バイパス	起点 浜松市舞阪町舞阪 終点 浜名郡新居町浜名		昭和 62 年 3 月 31 日	潮見バイパス完成により、浜松～豊橋の国道一号線のバイパスとしての役割が効果的に機能し、公園区域を通過するのみとなったことから、公園施設として整備する必要性が失われたため

(4) 自転車道

次の自転車道を次のとおり変更する。

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示 年月日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備 方針	
1	浜名湖 周遊 自転車 道線	起点 浜松市 三ヶ日町 三ヶ日 終点 浜松市 舞阪町 弁天島	大草山 西側	昭和 62 年 3 月 31 日	1	浜名湖 周遊 自転車 道線	起点 浜松市 三ヶ日町 三ヶ日 終点 浜松市 舞阪町 弁天島	都田川 落合橋 大草山 東側	自転車 道とし て維持 する。	整備計画 に合わせ た路線整 理のため

(7) 歩道

次の歩道を追加する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	旧計画 との関係
9	舘山寺大草山周遊線	起点 浜松市呉松 終点 浜松市舘山寺		当該区域の周遊道路として、自転車道と一体的に整備する。	新規

4 参考事項

(1) 過去の経緯

昭和25年 5月11日	浜名湖県立公園に指定 (31,320ha)
昭和36年11月 1日	浜名湖県立自然公園に切り替え 制限解除地区を指定 (7,426ha)
昭和38年10月 1日	公園計画公示 (ア) 特別地域の指定 (イ) 利用計画の決定
昭和45年 4月17日	公園計画公示 (ア) 特別地域の追加指定 (イ) 利用計画の修正
昭和62年 3月31日	公園区域、保護計画及び利用計画の再検討 (ア) 公園面積 (16,594ha) (イ) 特別地域 (3,369ha) (ウ) 利用計画の修正
平成 6年11月 1日	公園計画の一部変更 (ア) 乗入れ規制地域の指定 (98ha)

(2) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名
アオイ	ハマボウ
アカウキクサ	アカウキクサ、オオアカウキクサ
アカネ	イナモリソウ、ナガバジュズネノキ、ルリミノキ
アマモ	コアマモ
アヤメ	カキツバタ、ノハナショウブ、ヒオウギ
アリノトウグサ	タチモ
イチヤクソウ	ギンリョウソウ、ギンリョウソウモドキ、シャクジョウソウ
イトクズモ	イトクズモ
イネ	ウンヌケ、ウンヌケモドキ、コウヤザサ、ヒメコヌカグサ
イノモトソウ	ナチシダ
イバラモ	イトトリゲモ、イバラモ、サガミトリゲモ、トリゲモ、ムサシモ
イワウメ	ヤマイワカガミ
イワデンダ	ニセコクモウクジャク
イワヒバ	イワヒバ
ウキクサ	ヒンジモ
ウマノスズクサ	イワタカンアオイ、ヒメカンアオイ
ウラボシ	イワヒトデ、コウラボシ
オンダ	アツギノヌカイタチシダマガイ、タカサゴシダ、タニヘゴ、ツクシイワヘゴ、ヌカイタチシダマガイ
オモダカ	アギナシ、マルバオモダカ
ガガイモ	キジョラン、クサナギオゴケ、シタキソウ、スズサイコ、フナバラソウ
カキノキ	トキワガキ
カバノキ	サクラバハンノキ
カヤツリグサ	イッスンテンツキ、エゾウキヤガラ、オオクグ、カガシラ、キシユウナキリ、コマツカサススキ、サワヒメスゲ、シロガヤツリ、ジングウスゲ、ハリガネスゲ、ホソバヒカゲスゲ、マシカクイ、ミカワシンジュガヤ、ミクリガヤ
キキョウ	キキョウ、サワギキョウ、シデシャジン、ツルギキョウ、バアソブ
キク	イズハハコ、イソギク、ウラギク、エンシュウハグマ、オタカラコウ、サワオグルマ、シブカワシロギク、スイラン、ネコノシタ、ネコヤマヒゴタイ、ハンカイソウ、ヒメヒゴタイ、ミコシギク、ミズギク、ヤマジノギク

科名	種名
キジノオシダ	タカサゴキジノオ
キンポウゲ	オキナグサ、カザグルマ、ミスミソウ
クスノキ	バリバリノキ
クマツヅラ	カリガネソウ
グミ	アリماغミ
コバノイシカグマ	イシカグマ、ユノミネシダ
ゴマノハグサ	イズコゴメグサ、イヌノフグリ、オオアブノメ、オオヒキヨモギ、クチナシグサ、ゴマクサ、シコクママコナ、スズメハコベ、マルバノサワトウガラシ
サンショウモ	サンショウモ
シソ	オドリコソウ、コバノタツナミ、シマジタムラソウ、セキヤノアキチョウジ、タチキランソウ、ヒメナミキ、ホナガタツナミソウ、マネキグサ、ミズトラノオ、ミズネコノオ、ミゾコウジュ、ヤマジソ
シバナ	シバナ
ジンチョウゲ	ガンピ、コショウノキ
スイカズラ	キダチニンドウ、ヤマヒョウタンボク
スイレン	ジュンサイ、ヒツジグサ
スマレ	アカネスミレ、アリアケスミレ、エイザンスミレ、オカスミレ、キスミレ、ケマルバスミレ、コスミレ、シハイスミレ、スミレ、ナガバタチツボスミレ、ナガバノスミレサイシン、ニオイタチツボスミレ、ノジスミレ、ヒメスミレ、フモトスミレ、マキノスミレ、マルバスミレ
セリ	ドクゼリ、ヌマゼリ、ハマボウフウ、フキヤミツバ、ミシマサイコ
タデ	コギシギシ、ヌカボタデ、ヤナギヌカボ
タヌキモ	ノタヌキモ、ヒメタヌキモ、ヒメミミカキグサ、フサタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ミカワタヌキモ、ミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
チャセンシダ	カミガモシダ
ツゲ	ツゲ
ツツジ	オオヤマツツジ、コバノミツバツツジ、サツキ、ナガボナツハゼ、ミツバツツジ、モチツツジ、ヤマツツジ、レンゲツツジ
ツヅラフジ	ハスノハカズラ
ツユクサ	マルバツユクサ

科 名	種 名
デンジソウ	デンジソウ
トウダイグサ	ノウルシ、ヒトツバハギ
トチカガミ	スブタ、トチカガミ、マルミスブタ
ハイノキ	カンザブドウノキ、クロミノニシゴリ
ハナヤスリ	ハマハナヤスリ
ハマウツボ	ハマウツボ
バラ	シャリンバイ、ミヤコイバラ
ヒカゲノカズラ	スギラン、ミズスギ
ヒガンバナ	ハマオモト
ヒシ	ヒメビシ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
ヒメシダ	テツホシダ
ヒメハギ	ヒナノカンザシ
ヒルムシロ	イトモ、カワツルモ、ツツイトモ
ホシクサ	クロホシクサ、シラタマホシクサ
ボタン	ベニバナヤマシャクヤク
ホングウシダ	エダウチホングウシダ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
マチン	ヒメナエ
マツバラン	マツバラン
マツムシソウ	マツムシソウ
マメ	イヌハギ、マキエハギ
マンサク	コウヤミズキ、トキワマンサク、マンサク
ミクリ	オオミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、ミクリ
ミズアオイ	ミズアオイ
ミズニラ	ミズニラ
ミソハギ	ミズキカシグサ、ミズマツバ
ミツガシワ	ガガブタ、ヒメシロアサザ
ムラサキ	ムラサキ
メギ	イカリソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、コモウセンゴケ、ナガバノイシモチソウ、モウセンゴケ
ユキノシタ	ウメバチソウ

科名	種名
ユリ	イワショウブ、カタクリ、ササユリ、シライトソウ、スカシユリ、ステゴビル、ハマカンゾウ、ヒロハノアマナ、ミカワバイケイソウ、ミズギボウシ、ユウスゲ
ラン	アキザキヤツシロラン、アケボノシュスラン、ウスギムヨウラン、エビネ、カキラン、カゲロウラン、カヤラン、キンラン、ギンラン、クマガイソウ、クモキリソウ、クモラン、クロムヨウラン、クロヤツシロラン、コ克蘭、コバノトンボソウ、サギソウ、サワラン、ジガバチソウ、シュスラン、シュンラン、シラン、タシロラン、トキソウ、トンボソウ、ナギラン、ナツエビネ、ハルザキヤツシロラン、ヒトツボクロ、ヒメフタバラン、マメヅタラン、ミズトンボ、ミヤマウズラ、ミヤマムギラン、ムヨウラン、ヤマサギソウ、ヤマトキソウ、ヨウラクラン
リンドウ	イヌセンブリ、センブリ、ハルリンドウ、ムラサキセンブリ、リンドウ

(3) 指定動物

特別地域において、捕獲若しくは殺傷又は卵の採取若しくは損傷を規制する動物は次のとおりである。

科名	種名
アカガエル	ダルマガエル、ニホンアカガエル
ウミガメ	アカウミガメ
ジャノメチョウ	ヒメヒカゲ

(4) 公園区域

浜名湖県立自然公園の公園区域を次のとおりとする。

市町名	区 域	面積(ha)
浜松市	<p>国有林天竜森林管理署</p> <p>7 林班から 14 林班まで、18 林班から 24 林班まで、26 林班から 40 林班まで、43 林班から 51 林班まで、53 林班、55 林班から 60 林班まで、62 林班、64 林班から 71 林班まで、79 林班から 87 林班まで、92 林班、104 林班、107 林班から 111 林班まで、114 林班から 118 林班まで、120 林班から 128 林班までの各全部</p> <p>大人見、館山寺、協和、呉松、古人見、佐浜、庄内、庄和、白洲、平松、深萩、都田、村櫛、和地の各一部</p> <p>舞阪町舞阪の各一部</p> <p>雄踏町宇布見、雄踏町山崎の各一部</p> <p>細江町小野、細江町気賀、細江町中川、細江町広岡、細江町三和の各一部</p> <p>引佐町井伊谷、引佐町奥山、引佐町狩宿、引佐町西黒田、引佐町谷沢の各一部</p> <p>三ヶ日町大崎、三ヶ日町佐久米の各全部 三ヶ日町宇志、三ヶ日町大谷、三ヶ日町上尾奈、三ヶ日町下尾奈、三ヶ日町只木、三ヶ日町都筑、三ヶ日町津々崎、三ヶ日町釣、三ヶ日町鶴代、三ヶ日町平山、三ヶ日町日比沢、三ヶ日町福長、三ヶ日町本坂、三ヶ日町摩訶耶、三ヶ日町三ヶ日の各一部</p> <p>舞阪町舞阪地先浜地</p>	8, 3 3 2

市町名	区 域	面積(ha)
湖西市	横山の全部 入出、梅田、太田、大知波、岡崎、神座、白須賀、 新所、入会地、利木、鷺津の各一部 白須賀地先浜地	1, 155
浜名郡新居町	新居、中之郷、浜名の各一部 新居、浜名の各地先浜地	307
湖 面		6, 914
	合 計	16, 708

(5) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

浜名湖県立自然公園の特別地域を次のとおりとする。

市町名	区 域	面積(ha)
浜松市	国有林天竜森林管理署 83 林班、92 林班の各全部 7 林班、10 林班から 12 林班まで、22 林班、 30 林班から 36 林班まで、38 林班、45 林班から 51 林班まで、53 林班、55 林班から 60 林班まで、 62 林班、65 林班から 71 林班まで、80 林班から 82 林班まで、84 林班から 87 林班まで、108 林班 から 111 林班まで、116 林班、117 林班、125 林班、 126 林班の各一部 舘山寺、呉松、庄内、庄和、深萩、村櫛の各一部 細江町小野、細江町気賀、細江町中川の各一部 三ヶ日町宇志、三ヶ日町大崎、三ヶ日町佐久米、 三ヶ日町下尾奈、三ヶ日町都筑、三ヶ日町摩訶耶、 三ヶ日町三ヶ日の各一部 舞阪町舞阪地先浜地	1, 077
湖西市	入出、梅田、太田、大知波、神座、白須賀、新所、 入会地、横山、利木の各一部 白須賀地先浜地	412
浜名郡新居町	新居、浜名の各一部 新居、浜名の各地先浜地	72
湖 面		1, 916
	合 計	3, 477

①第1種特別地域

指定地域なし。

②第2種特別地域

次の地域を第2種特別地域とする。

市町名	区 域	面積(ha)
浜松市	舘山寺、呉松の各一部 三ヶ日町大崎、三ヶ日町佐久米の各一部 舞阪町舞阪地先浜地	1 3 4
湖西市	白須賀の各一部 白須賀地先浜地	4 7
浜名郡新居町	新居、浜名の各一部 新居、浜名の各地先浜地	7 2
合 計		2 5 3

③第3種特別地域

次の地域を第3種特別地域とする。

市町名	区 域	面積(ha)
浜松市	国有林天竜森林管理署 83 林班、92 林班の各全部 7 林班、10 林班から 12 林班まで、22 林班、 30 林班から 36 林班まで、38 林班、45 林班から 51 林班まで、53 林班、55 林班から 60 林班まで、 62 林班、65 林班から 71 林班まで、80 林班から 82 林班まで、84 林班から 87 林班まで、108 林班 から 111 林班まで、116 林班、117 林班、125 林班、 126 林班の各一部 呉松、庄内、庄和、深萩、村櫛の各一部 細江町小野、細江町気賀、細江町中川の各一部 三ヶ日町宇志、三ヶ日町大崎、三ヶ日町佐久米、 三ヶ日町下尾奈、三ヶ日町都筑、三ヶ日町摩訶耶、 三ヶ日町三ヶ日の各一部	9 4 3
湖西市	入出、梅田、太田、大知波、神座、新所、入会地、 横山、利木の各一部	3 6 5
湖 面		1, 9 1 6
合 計		3, 2 2 4

④乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地区（以下「乗入れ規制地区」という。）を次のとおりとする。

名称 (地種区分)	区 域	面積(ha)
湖西・新居海岸 (第2種特別地域)	湖西市 白須賀の一部 白須賀地先浜地 浜名郡新居町 新居、浜名の各一部 新居、浜名の各地先浜地 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場 及び宅地の区域を除く)	98

区域の概要
<p>当該地は、太平洋沿岸に発達した遠州灘海岸の一部を構成する全長約10kmの砂浜海岸である。</p> <p>植生は、海岸砂丘上に、コウボウムギ、ハマニガナ、ハマヒルガオ、ハマボウフウ、ケカモノハシ等の海浜植生が見られる。</p> <p>この地域は、アカウミガメの産卵・孵化地ともなっており、毎年5月から8月にかけてアカウミガメが産卵、8月から10月にかけて子ガメが孵化する。</p> <p>また、渡り鳥であるコアジサシの営巣の点在が確認されている。</p> <p>近年、四輪駆動車、オフロードバイク等の乗入れが頻繁に行われており、海浜植物の損傷や海浜動物の生息環境の悪化が目立ってきたことから、上記の貴重な動植物の保護を図るため、当該地を乗入れ規制地域に選定したものである。</p>

(イ) 普通地域

浜名湖県立自然公園の普通地域を次のとおりとする。

市町名	区 域	面積(ha)
浜松市	国有林天竜森林管理署 8 林班、9 林班、13 林班、14 林班、18 林班から 21 林班まで、 23 林班、24 林班、26 林班から 29 林班まで、39 林班、 40 林班、43 林班、44 林班、64 林班、79 林班、104 林班、 107 林班、114 林班、115 林班、118 林班、120 林班から 124 林班まで、127 林班、128 林班の各全部 7 林班、10 林班から 12 林班まで、22 林班、30 林班から 36 林班まで、38 林班、45 林班から 51 林班まで、53 林班、 55 林班から 60 林班まで、62 林班、65 林班から 71 林班 まで、80 林班から 82 林班まで、84 林班から 87 林班まで、 108 林班から 111 林班まで、116 林班、117 林班、125 林班、 126 林班の各一部 大人見、館山寺、協和、呉松、古人見、佐浜、庄内、庄和、白洲、 平松、深萩、都田、村櫛、和地の各一部 舞阪町舞阪の各一部 雄踏町宇布見、雄踏町山崎の各一部 細江町小野、細江町気賀、細江町中川、細江町広岡、細江町三和 の各一部 引佐町井伊谷、引佐町奥山、引佐町狩宿、引佐町西黒田、 引佐町谷沢の各一部 三ヶ日町大崎、三ヶ日町佐久米、三ヶ日町宇志、三ヶ日町大谷、 三ヶ日町上尾奈、三ヶ日町下尾奈、三ヶ日町只木、三ヶ日町都筑、 三ヶ日町津々崎、三ヶ日町釣、三ヶ日町鶴代、三ヶ日町平山、 三ヶ日町日比沢、三ヶ日町福長、三ヶ日町本坂、三ヶ日町摩訶耶、 三ヶ日町三ヶ日の各一部	7, 255
湖西市	横山、入出、梅田、太田、大知波、岡崎、神座、白須賀、新所、 入会地、利木、鷺津の各一部	978
浜名郡新居町	新居、中之郷、浜名の各一部	
湖 面		4, 998
	合 計	13, 231

(6) 施設計画

ア 保護施設計画
特になし

イ 利用施設計画
(ア) 集団施設地区
特になし

(イ) 単独施設
単独施設を次のとおりとする。

番号	施設名	位置
1	宿 舎	浜 松 市 (村櫛内山海岸)
2	野 営 場	浜 松 市 (村櫛内山海岸)
3	水 泳 場	浜 松 市 (村櫛内山海岸)
4	園 地	浜 松 市 (村櫛内山海岸)
5	舟 遊 場	浜 松 市 (館山寺内浦)
6	園 地	浜 松 市 (館山寺)
7	宿 舎	浜 松 市 (大草山)
8	園 地	浜 松 市 (大草山)
9	園 地	湖 西 市 (湖西海岸)
10	園 地	湖 西 市 (女河浦)
11	舟 遊 場	湖 西 市 (女河浦)
12	水 泳 場	湖 西 市 (女河浦)
13	園 地	湖 西 市 (梅田)
14	野 営 場	湖 西 市 (梅田)
15	園 地	湖 西 市 (多米峠)
16	園 地	浜名郡新居町 (新居海岸)
17	宿 舎	浜 松 市 (細江町) (寸座)
18	園 地	浜 松 市 (細江町、三ヶ日町) (天狗岩)
19	園 地	浜 松 市 (細江町) (気賀)
20	宿 舎	浜 松 市 (細江町) (気賀)
21	園 地	浜 松 市 (細江町、引佐町、三ヶ日町) (尉ヶ峰)
22	園 地	浜 松 市 (引佐町、三ヶ日町) (富幕山)
23	園 地	浜 松 市 (三ヶ日町) (瀬戸)
24	宿 舎	浜 松 市 (三ヶ日町) (瀬戸)
25	水 泳 場	浜 松 市 (三ヶ日町) (瀬戸)
26	舟 遊 場	浜 松 市 (三ヶ日町) (瀬戸)

番号	施設名	位置
27	園地	浜松市(三ヶ日町) (大崎半島南)
28	野営場	浜松市(三ヶ日町) (大崎半島南)
29	水泳場	浜松市(三ヶ日町) (大崎半島南)
30	宿舎	浜松市(三ヶ日町) (下尾奈)
31	園地	浜松市(三ヶ日町) (大崎半島北)
32	宿舎	浜松市(三ヶ日町) (大崎半島北)
33	野営場	浜松市(三ヶ日町) (大崎半島北)
34	水泳場	浜松市(三ヶ日町) (大崎半島北)
35	宿舎	浜松市(三ヶ日町) (佐久米都筑海岸)
36	舟遊場	浜松市(三ヶ日町) (佐久米都筑海岸)
37	園地	浜松市(三ヶ日町) (本坂峠)
38	園地	浜松市(三ヶ日町) (大谷)
39	野営場	浜松市(三ヶ日町) (大谷)
40	園地	浜松市(三ヶ日町) (三ヶ日スカイライン)
41	園地	浜松市(三ヶ日町) (幡教寺跡)
42	園地	浜松市(三ヶ日町) (扇山)
43	野営場	浜松市(三ヶ日町) (扇山)
44	運動場	浜松市(三ヶ日町) (扇山)

(ウ) 道路

①車道

車道を次のとおりとする。

番号	路線名	区間
1	浜名湖周遊道路	起点 浜名郡新居町向島 終点 湖西市平松新田
2	扇山スカイライン	起点 浜松市三ヶ日町瓶割峠 終点 浜松市引佐町陣座峠
3	三ヶ日スカイライン	起点 浜松市三ヶ日町風越峠 終点 浜松市三ヶ日町三ヶ日
4	尉ヶ峰スカイライン	起点 浜松市細江町気賀 終点 浜松市三ヶ日町 三ヶ日スカイライン分岐点
5	浜名湖レークサイドウェイ	起点 浜松市三ヶ日町都筑 終点 浜松市三ヶ日町瀬戸

②自転車道

自転車道を次のとおりとする。

番号	路線名	区間
1	浜名湖周遊自転車道線	起点 浜松市三ヶ日町三ヶ日 終点 浜松市舞阪町弁天島

③歩道

歩道を次のとおりとする。

番号	路線名	区間
1	根本山ハイキングコース	起点 浜松市呉松 終点 浜松市深萩
2	陣座峠富幕山線	起点 浜松市引佐町陣座峠 終点 浜松市三ヶ日町富幕山
3	富幕登山線	起点 浜松市三ヶ日町只木 終点 浜松市引佐町奥山
4	富幕山細江公園線	起点 浜松市三ヶ日町富幕山 終点 浜松市細江町気賀
5	尉ヶ峰天狗岩線	起点 浜松市細江町尉ヶ峰 終点 浜松市細江町寸座
6	富幕山瓶割峠線	起点 浜松市三ヶ日町富幕山 終点 浜松市三ヶ日町瓶割峠
7	瓶割峠多米峠線	起点 浜松市三ヶ日町瓶割峠 終点 湖西市多米峠
8	多米峠梅田線	起点 湖西市多米峠 終点 湖西市梅田
9	舘山寺大草山周遊線	起点 浜松市呉松 終点 浜松市舘山寺

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

番号	施設名	位置
1	索道	浜松市 (大草山)